鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市に住所を有し、市外の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援するため、保護者が負担する修学旅行に要する経費（以下「修学旅行費」という。）に対する補助金の交付に関し、鳴門市補助金等交付条例（平成１３年鳴門市条例第３６号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成１４年鳴門市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「修学旅行」とは、児童生徒が在籍する学校が教育活動の一環として実施する旅行であって、修学旅行、研修旅行その他名称のいかんを問わず、当該学校が修学旅行に相当するものとして実施するものをいう。

２　この要綱において「保護者」とは、鳴門市の区域内に住所(住民基本台帳法(昭和４２年法律第８１号)に基づき住民基本台帳に記録される住所をいう。以下同じ。)を有し、親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒を現に監護するものをいう。

３　この要綱において「小学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部をいう。

４　この要綱において「中学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、修学旅行実施時に本市に住所を有し、市外の小学校又は中学校に在籍し、当該学校の修学旅行に参加した児童生徒の保護者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助の対象となる経費は、修学旅行に直接必要な経費とし、次に掲げるとおりとする。

（１）交通費及び駐車場代

（２）宿泊費及び食事代

（３）施設見学料、入場料及び記念写真代

（４）添乗員経費、しおり代、医療品代及び旅行傷害保険等の保険料

（５）キャンセル料

（６）旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第１２条に規定する取扱料金

（７）前各号に掲げるもののほか、修学旅行への参加に伴い参加者が原則として均一に負担する経費で、市長が必要と認めるもの

２　補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の実費額とし、児童生徒１人につき、小学校に在籍する者は３０，０００円、中学校に在籍する者は７０，０００円を上限とする。

３　補助対象経費について、国、県、他の地方公共団体その他の公的制度による給付を受ける場合は、当該給付額を補助対象経費から控除するものとする。

４　補助金の交付は、同一の児童生徒について、小学校に相当する学校段階及び中学校に相当する学校段階のそれぞれにつき１回限りとする。

（交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする保護者は、当該年度に実施された修学旅行について、鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に直接提出しなければならない。

（１）在籍する当該学校が証明又は発行した修学旅行の個人負担額が分かる書類

（２）在学証明書、学生証その他在籍を確認できる書類の写し

（３）他の公的制度による修学旅行費に係る給付額が確認できる書類（該当する場合に限る。）

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請の受付期間は、市長が別に定める。

３　第１項の交付申請書は、条例第１１条の実績報告書を兼ねるものとする。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の交付決定通知書は、条例第１２条の補助金等の額の確定通知書を兼ねるものとする。

（補助金の交付）

第７条　補助金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた保護者から提出された鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付請求書（様式第３号）により行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は条例若しくはこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月３０日から施行し、令和８年４月１日から実施された修学旅行に適用する。

様式第１号（第５条関係）

鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

鳴門市長　　様

申請者（保護者）

住所

氏名

電話番号

鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付要綱第５条第１項および第３項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。また、この補助金の審査及び補助金額の算定に必要な事項について、市が在籍する学校その他関係機関に確認することに同意します。

対象児童生徒		
在　籍　校	学　年	児 童 生 徒 氏 名
	学年	
	学年	
	学年	

１　事業年度　　年度

２　補助金申請額　　金　　円

他の公的制度による給付の有無　　有　・　無

有の場合　制度名：　　給付額：金　　円

給付割合：

３　添付書類

（１）在籍する当該学校が証明又は発行した修学旅行の個人負担額が分かる書類

（２）在学証明書又は学生証その他在籍を確認できる書類の写し

（３）他の公的制度による修学旅行費に係る給付額が確認できる書類（該当する場合に限る。）

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

鳴門市指令　第　　号
年　　月　　日

様

鳴門市長

鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金については、鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

１　事業年度　　年度

２　補助金決定額　　金　　円

３　補助金の交付条件

鳴門市補助金等交付条例、同施行規則及び鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第３号（第７条関係）

鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付請求書

金　　円

年　　月　　日付け鳴門指令　　号で交付決定のあった鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金を上記のとおり交付されたく、鳴門市区域外就学等児童生徒修学旅行費補助金交付要綱第７条の規定により請求します。

年　　月　　日

鳴門市長　　様

申請者（保護者）
住所
氏名
電話番号

【振込先口座】

金融機関名	銀行　　支店 農協　　支店 その他（　　）
預金種別	１　普通　　２　当座　　３　その他（　　）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※　申請者本人名義の口座を記入してください。